

管轄する総合
通信局名を記
入します。

無線局免許の
番号を、無線局
免許状を確認し
て記入します。

確認の保証が
必要なものを
チェック(☑)し
ます。

技術基準適合
証明を受けてい
るものは、証明
番号のみを記
入します。

保証を必要とし
ないものも、原
則記入します。

送信機が11台
以上ある場合
は、同じ様式で
追加します。

関東 総合通信局長殿

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書(アマチュア局の保証用)

平成 年 月 日

保証を利用する場
合は記入しません。

氏名(社団の場合は、
社団名と代表者氏
名)を記入します。

免許人氏名 電波 太郎

無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、同令附則第2条に規定する新規則の条件に適合することの確認に係る保証を受けたので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。

コールサイン(識別信号)を
記入します。

免許番号	関 A第 ×××××× 号		識別信号(呼出符号)	JR1O×△				
① 保証対象	② 装置の区別	技術基準適合証明番号 又は工事設計認証番号	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	変調方式	終段管 名称個数 電圧		定格 出力 (W)	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	第 1 送信機	02KN×××				V		
<input checked="" type="checkbox"/>	第 2 送信機		A1A,G1B:1.9MHz帯 A1A,A3E,J3E,F3F:3.8MHz帯 A1AA3E,J3E,F1B,F3F,G1B:3.5,7.18,21.24MHz帯 A1A,A3E,J3E,F3EE,F1B,F2B,F3F,G1B:28.50MHz帯	低電力変調 平衡変調 リアクタンス変調	2SC2782×2 M57735×1	13.8 13.8 V	50 10	
<input type="checkbox"/>	第 3 送信機	002-15××××				V		
<input checked="" type="checkbox"/>	第 4 送信機	KV△△△△△△△△				V		
<input type="checkbox"/>	第 5 送信機	002KNO△×				V		
<input checked="" type="checkbox"/>	第 6 送信機	002KNOOO				V		
<input checked="" type="checkbox"/>	第 7 送信機		F2D,F3E:144MHz帯,430MHz帯	リアクタンス変調	M57715×1 M57704MR×1	13.8 13.8 V	10 10	
<input type="checkbox"/>	第 8 送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第 9 送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第 10 送信機					V		

技術基準適合証明を受けていないもの、改造して証明が無効になったものは、発射可能な電波の型式から定格出力までの全ての事項を、最初の申請時に記入したとおりに記入します。

注意事項

- ・届出しようとする送信機について、装置の区別(送信機の順番)やその工事設計の内容に誤りが無いよう、十分注意して下さい。
- ・送信機の変更は、この届出とは別の手続であり、この書類内で合せて行うことはできません。
- ・新たに取り替や増設する送信機、または保証が必要な改造等(変更工事)を行う送信機には、この届け出ではなく変更の保証手続を行って下さい。
- ・この確認の届出手続きには、電子的な方法は用意されていません。